

# 令和5年度 第4回山梨地方最低賃金審議会

と き：令和5年8月23日  
と ころ：KKR甲府ニュー芙蓉

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（諮問）
- (2) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出の取扱いについて
- (3) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（答申）
- (4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（答申）
- (5) 特定最低賃金改正決定について（諮問）
- (6) 特定最低賃金専門部会の設置等について
- (7) 特定最低賃金専門部会の専決決議について
- (8) その他

### 3 閉 会

山梨地方最低賃金審議会  
審 議 資 料

(第4回本審議会)

令和5年8月23日



## 令和5年度 第4回審議会 (R5.8.23)

### 配付資料目次

1	最低賃金法 (抜粋)	1
2	最低賃金審議会令 (抜粋)	3
3	異議申出書 (山梨県労働組合総連合ほか)	5
4	最低賃金決定の仕組み	11
5	令和5年度最低賃金改正等の推進について	13
6	「全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました」 (厚生労働省プレスリリース)	17



## 最低賃金法（抜粋）

### 第11条（最低賃金審議会の意見に関する異議の申出）

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。 **【8/7 公示】**

2 前条第1項の規定による最低賃金審議会の意見に係る地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から15日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

**【8/22 異議申出締切】**

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。

**【本日 8/23 諮問】**

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第1項の規定による公示の日から15日を経過するまでは、前条第1項の決定をすることができない。第2項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

### 第14条（地域別最低賃金の公示及び発効）

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。 **【9/1 官報公示】**

2 第10条第1項の規定による地域別最低賃金の決定及び第12条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

**【10/1 効力発生】**

### 第25条（専門部会等）

最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。 **【専門部会設置は必須】**

3 専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

**【山梨では各側3名】**

4 第23条第1項及び第4項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。



## 最低賃金審議会令(抜粋)

### 第3条(委員の推薦)

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

- 2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があつた候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかつたときは、この限りでない。

### 第6条(最低賃金専門部会)

最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低賃金専門部会」という。)の委員及び臨時委員(地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員)の数は、9人以内とする。

(第2項、第3項省略)

- 4 第3条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第1項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第2項中「推薦」とあるのは「推薦(都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに相当でないとする候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。
- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 6 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第2項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。
- 7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。





2023年8月21日

山梨労働局長  
高西 盛登 様

山梨県労働組合総  
議 長  
住所 甲府市徳行4-  
電話番号 055-287-

## 2023年度山梨県最低賃金額改定に対する異議申出書

労働者の労働条件のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

山梨地方最低賃金審議会は8月7日、23年度の山梨県最低賃金の改定について、現行の898円を40円引き上げて938円にすると答申しました。40円引き上げ改定となったことに、貴職及び関係者各位のご努力とご奮闘に改めて敬意を表します。しかしながら、この最低賃金額は、労働者・県民の願い・要求からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には届いていません。ここに更なる引き上げを求め、山梨県労働組合総連合として、下記の異議を申し出ます。

### 記

1. 生活できる最低賃金への引き上げをお願いします。

答申通り時給938円の場合、月額14万5,390円(月155時間就労で計算した場合)となり、年収では174万4,680円です。貧困から抜け出せないワーキングプアである年収200万円に達しません。

非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、その多くは最低賃金近傍の時給で働かざるを得ない状況にあります。コロナ禍が続き、急激な物価高騰の中、このままでは、社会機能の維持に欠かせないエッセンシャルワーカーを含めた多くの労働者の生活破綻を防ぐことはできません。IMF、OECD、ILO、国連などの国際機関が、日本の最低賃金についてその平均水準の低さに懸念を表明しています。世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられています。すでにオーストラリアで約2161円、米ワシントン州約2084円となっているのははじめ、フランスでは5月から約1608円、ドイツでは2024年1月から約1732円となります。

一日8時間働けば人間らしい生活ができるように、私たちは「今すぐ時給1,500円以上」を要求します。中小企業への支援策の充実や強化を国に働きかけていただくとともに、最低賃金の大幅な引き上げを強く要請します。

2. 地域間格差是正のために山梨県の最低賃金引き上げをお願いします。

今年度の東京都の最低賃金は答申通りであれば1,113円で、山梨県との格差は175円となり格差が更にひろがります。月収では2万7,125円、年収では32万5,500円もの格差が生じます。県内の労働者が、最低賃金の高い地域に流れていく原因のひとつであり、地域社会の活力も失われてしまいます。全労連は、全国各地で「最低生計費試算調査」を実施し、全国どこでも月額24万円(時給1,500円)以上が必要であり、地方でも都市部でも大きな差がないことを明らかにしました。

ランク分けをやめ、中小企業への支援を拡充して、全国一律最低賃金制度創設を国に求めていただくとともに、地域間格差是正のためにも答申を上回る引き上げを要請します。

3. 異議に対する審議について、公開の場で審議するよう要請します。また、意見陳述の機会を保障することを要請します。



以上

2023年8月21日

山梨労働局長  
高西 盛登 様

山梨県医療労働組合連合会  
執行委員長  
住所 甲府市德行4丁目3-1  
電話番号 055-287-6117

## 2023年度山梨県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月7日、山梨地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を40円引き上げ、938円と改正する旨、答申されました。2002年度以降、最大の引き上げに貴職及び関係者各位のご努力とご奮闘に改めて敬意を表します。しかしながら、この最低賃金額は、労働者・県民の願い・要求からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には届いていません。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、物価高騰、エネルギー高など今だからこそ、大幅な引き上げが必要と訴えてきましたが、答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはなりません。極めて遺憾であり今回の答申に対し、意義を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、全産業平均よりも低い医師を除く医療・介護労働者の賃金水準の引き上げなど、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、その重要性が増しています。地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の山梨県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

### 記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかであり、最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げること。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されず、最高額の東京と本県との差は175円におよぶ。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘している。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結している。働く県によって初任給月額格差が約10万円にもなる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考える。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできない。再審議し、上積みをおこなうこと。最低生計費の観点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要であり、一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきである。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議すること。

以上



2023年8月18日

山梨労働局長  
高西 盛登 様

山梨県労働地域ユニオン  
執行委員長  
住所 甲府市徳行  
電話番号 055-267-0110

## 2023年度最低賃金改定額の異議申出書

最低賃金引き上げ改定のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

最低賃金審議会は8月7日、山梨県最低賃金の改定について、現行の898円を40円引き上げて938円にすると答申しました。40円引き上げ改定となったことは過去にない引き上げ額として歓迎したいと思います。しかし、今日の異常な物価高騰のなかで示された引き上げ額では充分ではありません。仮に1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には届いていません。ここに更なる引き上げを求め異議を申し出ます。

記

### 1. 最低賃金で暮らせる引き上げをお願いします。

答申通り時給938円の場合、月額14万5,390円(月155時間就労で計算した場合)となり、年収では174万4,680円です。貧困から抜け出せないワーキングプアである年収200万円に達しません。

山梨県内においても非正規雇用の労働者が全労働者の約4割に達し、公務や民間を問わず県内生産の大きな担い手になっていますが、賃金においては最低賃金近傍の時給で働かざるを得ない状況に置かれています。このために生活困窮を余儀なくされている実態です。すでに国連などの国際機関においても日本の最低賃金についてその平均水準の低さに懸念が表明されています。一日8時間働けば人間らしい生活ができるように「今すぐ時給1,500円以上」を要求します。そして引き上げ環境をつくるために中小企業への支援策の充実や強化を国に働きかけていただくとともに、最低賃金の大幅な引き上げを強く要請します。

### 2. 首都圏との格差解消のためにさらなる山梨県の最低賃金引き上げをお願いします。

ご承知のとおり、今回の改定ではAランクとBランクの引き上げ幅が異なることから東京等首都圏と山梨県との格差は格差が更にひろがる可能性があります。月収で2万円以上、年収では30万円余の格差が生じます。県内の労働者が、最低賃金の高い地域に流れていく原因のひとつであり、地域社会の活力も失われてしまいます。同時に山梨県内労働者の賃金引き上げにも影響し、首都圏との格差是正が克服できないことにもなります。これらが山梨県民人口減少に少なくない影響を与えているとも考えます。また私たちの上部団体の「最低生計費試算調査」では、地方でも都市部でも生計費に大きな差がないことを明らかにしています。

今回の改定では、Aランクにおいても上乗せ改定を答申している県があることから、山梨はBランクにさらに上乗せ改定を行うことが必要と考えます。

国に対しては、ランク分けをやめ、中小企業への支援を拡充して、全国一律最低賃金制度創設を求めています。また、今回の改定では地域間格差是正のためにも答申を上回る引き上げを要請します。

### 3. 異議に対する審議について、公開の場で審議するよう要請します。また、意見陳述の機会を保障することを要請します。



以上

2023年8月21日

山梨労働局局長  
高西 盛登 様

ユーコープ  
中央執行委員長

## 2023年度山梨県最低賃金の 改正決定に対する異議申し出書

「山梨県地方最低賃金審議会の意見に関する公示」がありましたので、下記のとおり異議の申し出を行います。

### 記

1. 山梨県の最低賃金を時間額 938 円とすることに不服を申し立て、最低賃金額の大幅な引き上げを行うよう再審議を求めます。
2. 県内労働者と家族の生計費を確保する最低賃金額の水準、全国一律最低賃金制度、そのための中小企業支援策などについて議論を尽くし、審議会を全面的に公開することを求めます。

### 【理由】

今回の改定額は過去最高の額であり、そのこと自体は評価できると言えますが、現在の日本の時給は現実社会とかけ離れています。世界の水準から見ても大きく遅れをとっており、世界から安い国とみられています。世界情勢も鑑みると、現在の急激な物価上昇はそのまま定着する可能性が極めて高く、これ以上少額の上昇を繰り返しても国民生活のか根本的な改善には直結しません。私たちユーコープ労働組合は上部団体と一緒に全国各地で「最低生計費試算調査」を行いました。これはマーケットバスケット方式で行う生活実感に即した調査です。それによると、全国どこで暮らしても生活にかかる費用全体は変わらないという内容で、どの地域でも現在の最低賃金額ではまったく足りなく、おおよそ 1500 円程度は必要だという調査結果が提示されています。そのことから、私たちは全国一律最低賃金制度導入と時給 1500 円以上への改定が必要だと考えます。

私たちの働く職場である「生活協同組合ユーコープ」は、2013年3月、静岡県、神奈川県、山梨県の3県の生協が合同して誕生しました。正規職員の人事賃金制度は3県統一ですが、パート職員についても制度は3県統一したものの、基本時給だけ県ごとに違っています。現在、パート職員の基本時給は、神奈川県 1,071 円、静岡県は 976 円、山梨県は 956 円と最大で 115 円の県別格差があります。私たちはこれまで、「3県のパート職員の基本時給を 1500 円に



統一せよ」との要求を掲げ、団体交渉に取り組んできました。団体交渉では、パート労組員から「どの県で働いてもお店のレジ作業に違いはない。トラックへの積込作業も同じ。同じ仕事なら同じ時給でないと納得がいかない」「取り扱う商品は 3 県どこでも同じ値段、提供するサービスも同じなのに、時給が違うのはおかしい」という発言がたくさん出されます。使用者側はこれまで、基本時給に県別格差を設ける根拠として 3 県の最低賃金額の違いを挙げてきましたが、時給の格差が広がることには望ましくないとして、最大 125 円であった県別格差を 115 円に縮小し、理事会は「県別格差の解消は重点課題であり、少なくともこれ以上格差は広げない」と表明しました。同じ仕事をしていながら、県が違うために時給が違うという職場は、私たちの生協の職場以外にもたくさんあるはずです。私たちは、制度そのものを全国一律最低賃金制に改めるべきだと考えています。同時に、法改正を待たずに県別格差の是正をすすめることが必要だと考えます。

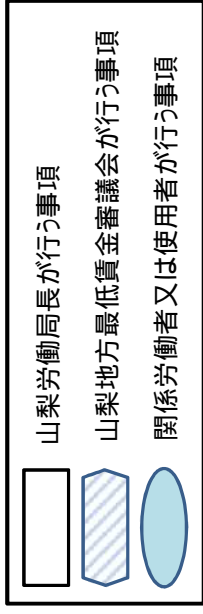
山梨県は、隣接するすべての都県に対し最低賃金額が下回っています。このままの状態を放置すれば、山梨県内で働こうという意思を持つ人は益々減少し、人口流出が加速度的に増してしまいます。物価についても私たちは昨年最低賃金改定時に合わせて独自に価格調査しました。その結果、食料品について商品価格はほぼ一緒であり、自動車の燃料代は山梨県内が東京や神奈川に比べかなり割高であることが分かりました。山梨県県内は東京都や神奈川県に比べ公共交通機関が整備されていません。また、運航便数も極端に少なく、日常の足として公共交通機関はほとんど機能していないのが現実です。そういったことから自動車は県民にとって欠かせないものですから燃料が購入できなくなるような事態は避けなければなりません。事態がそういうところが目の前まで迫っているということをぜひご考慮いただきますようお願い致します。

以上のことを理由として、最低賃金のさらなる上昇と地域間の格差是正に更なるご尽力を要請します。

以上

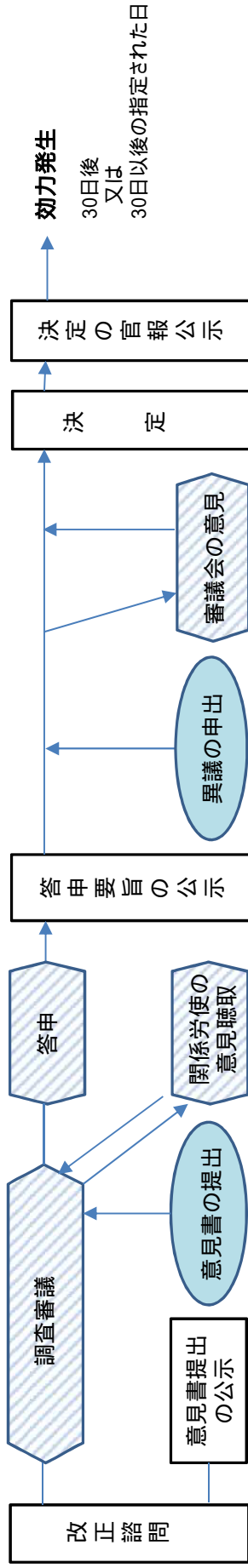


# 最低賃金決定の仕組み

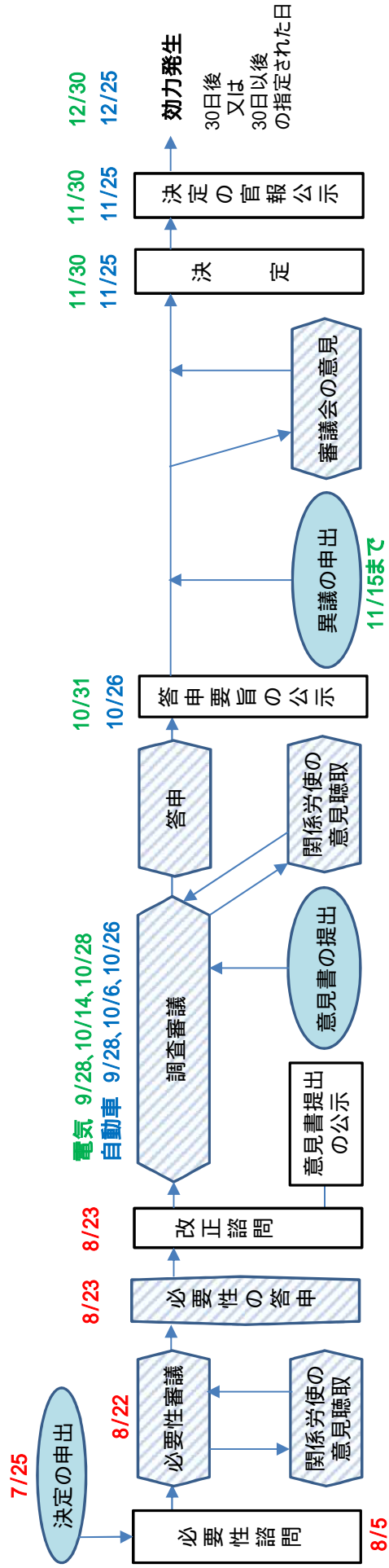


## 審議会方式による最低賃金

### 1 地域別最低賃金



### 2 特定最低賃金（月日は令和4年度の日程）



(注) 審議会方式で、労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容および理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内に都道府県労働局長(又は厚生労働大臣)に提出することにより行われることとされている。





## 令和5年度 最低賃金改正等の推進について

令和5年3月15日  
山梨地方最低賃金審議会

当審議会は、最低賃金改正等の円滑な推進を図るため、審議会の審議運営等について次のとおり定める。

### 第1 審議会の審議運営等について

1 山梨地方最低賃金審議会の下に次の機関を置く。なお、特定の問題について、別途委員会を設ける場合は、審議会において協議した上で設けることとする。

- (1) 専門部会
- (2) 特定最低賃金検討委員会
- (3) 運営小委員会

2 各機関の役割等は、次のとおりとする。

(1) 山梨地方最低賃金審議会（以下「本審」という。）

ア 本審は、諮問の受理、答申、議決を行う。また、建議を行うことができる。

イ 運営等に係る事項については、関係法令及び山梨地方最低賃金審議会運営規程の定めるところによる。

(2) 専門部会

ア 専門部会は、地域別最低賃金及び各特定最低賃金の改正等に際してそれぞれ設置し、本審からの付議事項の調査審議を行う。

イ 委員数は、関係労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）関係使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）の各側3名とする。

なお、特定最低賃金専門部会における労働者委員及び使用者委員のうち各1名以上は本審委員を、また、各2名以上は当該決定を行う産業に係る代表をもって充てる。

ウ 専門部会での審議回数は、3回程度で結審するよう努力するが、必要に応じて予備日を設けることができる。

なお、各回の審議内容はおおむね次のとおりとし、平日に審議を行う。

第1回 - 辞令交付、部会長・同代理選出、審議日程の検討及び賃金状況等の把握

第2回 - 改正等に関する賃金状況等の審議

第3回 - 改正額に関する審議

予備日 - 改正額に関する審議

エ 特定最低賃金の改正に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項における「専門部会の決議をもって本審の決議とする」旨の規定の適用ができることとするが、この適用は、専門部会における決議が全会一致の場合に限ることとする。

オ 特定最低賃金については、昭和61年2月の中央最低賃金審議会（以下「中

賃審」という。)答申の「新産業別最低賃金の運営方針」に沿って審議を行う。

また、その運営は平成10年12月の中賃審産業別最低賃金に関する全員協議会報告及び平成14年12月の中賃審産業別最低賃金制度全員協議会報告により行うこととするが、必要がある場合には運営小委員会等において運営面の改善について検討を行う。

カ その他運営等に係る事項については、関係法令及び専門部会運営規程の定めるところによる。

(3) 特定最低賃金検討委員会(以下「特定最賃検討委員会」という。)

ア 特定最賃検討委員会は、特定最低賃金の新設、改正又は廃止に係る申出が見込まれる場合に設け、申出内容について検討し、必要性に係る審議を行う。

イ 委員は、本審委員の公益委員、労働者委員及び使用者委員から各2名を選出し、会長が指名する。

なお、労働者委員及び使用者委員は、原則として当該検討を行う産業に係る委員をもって充てる。

ウ 運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程に準ずる。

(4) 運営小委員会

ア 運営小委員会は、本審及び専門部会等の効率的な運営を図るために設け、日程及び審議事項の検討・調整等運営全般にわたり協議する。

イ 委員及び運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程の定めるところによる。

3 審議で使用する資料は、原則として次のとおりとする。

(1) 最低賃金に関する基礎調査による賃金の実態(本年6月分)

(2) 勤労者世帯の生計費、生活保護に係る施策との整合性(生活保護費と山梨県最低賃金の1か月換算額との比較)に関する資料及び消費者物価指数の推移

(3) 毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査による賃金の実態

(4) 新規学卒者の初任給の状況

(5) 春季賃金引上げ要求と妥結状況

(6) その他必要な資料

## 第2 最低賃金改正の審議時期等について

1 山梨県最低賃金の改正諮問については、賃金の改定状況がある程度確認できる時期に受ける。

また、金額の改正審議については、中賃審の目安額が提示される時期に原則として前年度の実績を踏まえて行う。

2 特定最低賃金の改正決定の必要性の諮問及び金額改正等の諮問を受ける時期、また、審議運営は原則として前年度の実績を踏まえて行う。

3 本審議会の審議時期と山梨地方労働審議会における最低工賃の審議時期を考慮し、効率的な審議運営を図る。

4 上記の他、法令・規程等に定めがなく、かつ、審議に必要な事項については運営小委員会で協議し、決定する。

### 第3 議事録及び審議資料の公開について

本審議会の議事録及び会議の資料については、「山梨地方最低賃金審議会運営規程」に基づき、会議の一部又は全部を非公開としたものを除き、山梨労働局のホームページにおいて公開する。

なお、非公開としたものについても、議事要旨を山梨労働局のホームページにおいて公開するものとする。



報道関係者 各位

令和5年8月18日

【照会先】

労働基準局賃金課

課 長 篠崎 拓也

主任中央賃金指導官 友住 弘一郎

副主任中央賃金指導官 川辺 博之

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5546)

(直通電話) 03 (3502) 6758

## 全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から43円引上げの1,004円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和5年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7月28日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月中旬までの間に順次発効される予定です。

### 【令和5年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・47都道府県で、39円～47円の引上げ（引上げ額が47円は2県、46円は2県、45円は4県、44円は5県、43円は2県、42円は4県、41円は10都府県、40円は17道府県、39円は1県）
- ・改定額の全国加重平均額は1,004円（昨年度961円）※  
※昨年度との差額43円には、全国加重平均額の算定に用いる労働者数の更新による影響分（1円）が含まれている（別紙の※3参照）
- ・全国加重平均額43円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額（1,113円）に対する最低額（893円）の比率は、80.2%（昨年度は79.6%。なお、この比率は9年連続の改善）

(別紙) 令和5年度 地域別最低賃金額答申状況

(参考) 地域別最低賃金の改正手続の流れ

令和5年度 地域別最低賃金 答申状況

(別紙)

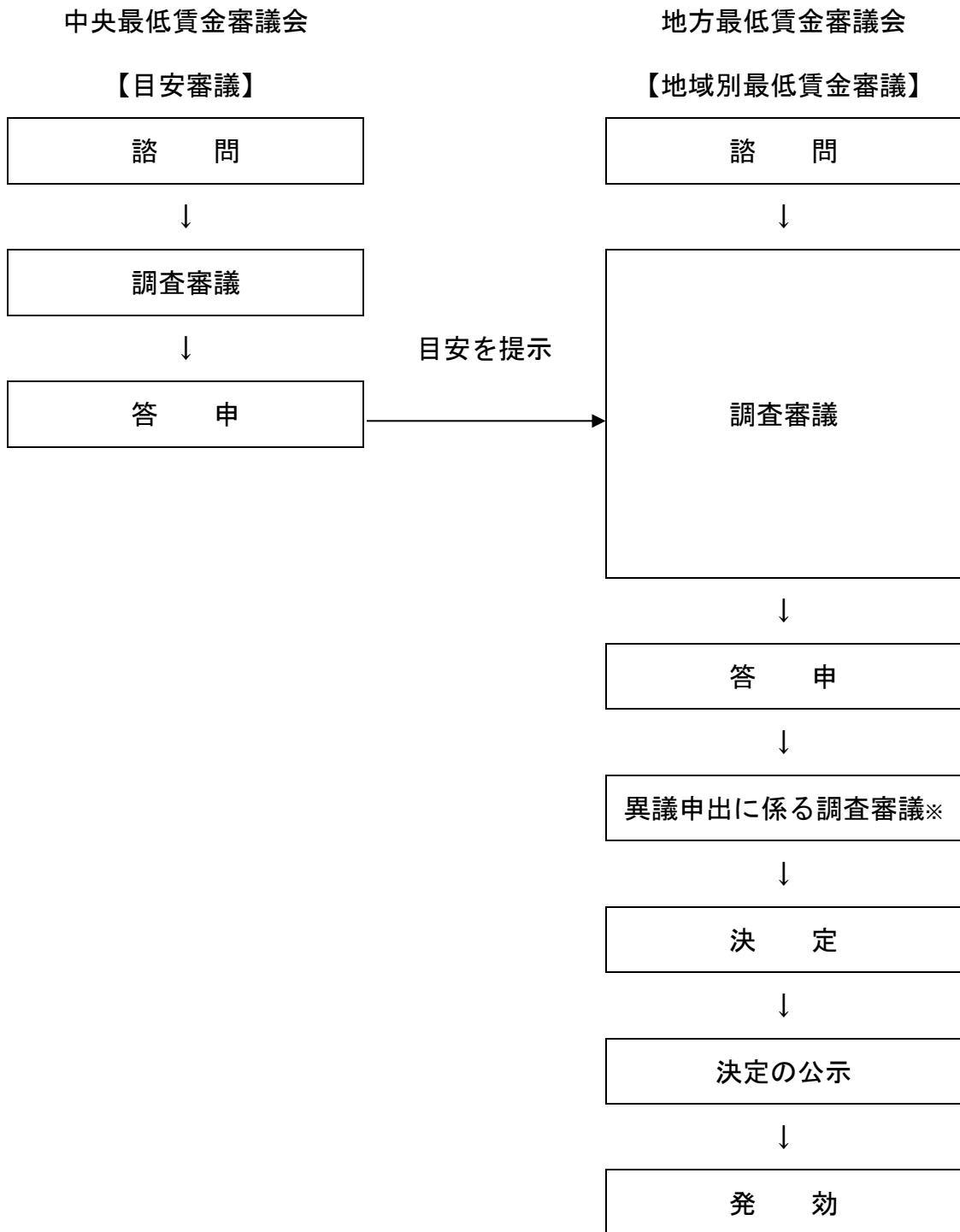
都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	B	40	960 ( 920 )	40		2023年 10月1日
青森	C	39	898 ( 853 )	45	+6	2023年 10月7日
岩手	C	39	893 ( 854 )	39		2023年 10月4日
宮城	B	40	923 ( 883 )	40		2023年 10月1日
秋田	C	39	897 ( 853 )	44	+5	2023年 10月1日
山形	C	39	900 ( 854 )	46	+7	2023年 10月14日
福島	B	40	900 ( 858 )	42	+2	2023年 10月1日
茨城	B	40	953 ( 911 )	42	+2	2023年 10月1日
栃木	B	40	954 ( 913 )	41	+1	2023年 10月1日
群馬	B	40	935 ( 895 )	40		2023年 10月5日
埼玉	A	41	1028 ( 987 )	41		2023年 10月1日
千葉	A	41	1026 ( 984 )	42	+1	2023年 10月1日
東京	A	41	1113 ( 1072 )	41		2023年 10月1日
神奈川	A	41	1112 ( 1071 )	41		2023年 10月1日
新潟	B	40	931 ( 890 )	41	+1	2023年 10月1日
富山	B	40	948 ( 908 )	40		2023年 10月1日
石川	B	40	933 ( 891 )	42	+2	2023年 10月4日
福井	B	40	931 ( 888 )	43	+3	2023年 10月1日
山梨	B	40	938 ( 898 )	40		2023年 10月1日
長野	B	40	948 ( 908 )	40		2023年 10月1日
岐阜	B	40	950 ( 910 )	40		2023年 10月1日
静岡	B	40	984 ( 944 )	40		2023年 10月1日
愛知	A	41	1027 ( 986 )	41		2023年 10月1日
三重	B	40	973 ( 933 )	40		2023年 10月1日
滋賀	B	40	967 ( 927 )	40		2023年 10月1日
京都	B	40	1008 ( 968 )	40		2023年 10月6日
大阪	A	41	1064 ( 1023 )	41		2023年 10月1日
兵庫	B	40	1001 ( 960 )	41	+1	2023年 10月1日
奈良	B	40	936 ( 896 )	40		2023年 10月1日
和歌山	B	40	929 ( 889 )	40		2023年 10月1日
鳥取	C	39	900 ( 854 )	46	+7	2023年 10月5日
島根	B	40	904 ( 857 )	47	+7	2023年 10月6日
岡山	B	40	932 ( 892 )	40		2023年 10月1日
広島	B	40	970 ( 930 )	40		2023年 10月1日
山口	B	40	928 ( 888 )	40		2023年 10月1日
徳島	B	40	896 ( 855 )	41	+1	2023年 10月1日
香川	B	40	918 ( 878 )	40		2023年 10月1日
愛媛	B	40	897 ( 853 )	44	+4	2023年 10月6日
高知	C	39	897 ( 853 )	44	+5	2023年 10月8日
福岡	B	40	941 ( 900 )	41	+1	2023年 10月6日
佐賀	C	39	900 ( 853 )	47	+8	2023年 10月14日
長崎	C	39	898 ( 853 )	45	+6	2023年 10月13日
熊本	C	39	898 ( 853 )	45	+6	2023年 10月8日
大分	C	39	899 ( 854 )	45	+6	2023年 10月6日
宮崎	C	39	897 ( 853 )	44	+5	2023年 10月6日
鹿児島	C	39	897 ( 853 )	44	+5	2023年 10月6日
沖縄	C	39	896 ( 853 )	43	+4	2023年 10月8日
全国加重平均			1004 ( 961 )	43		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

※3 経済センサス(旧:事業所・企業統計調査)等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分(1円)が含まれている

## 地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催



山梨労発基 0823 第 1 号  
令和 5 年 8 月 23 日

山梨地方最低賃金審議会  
会 長 反 田 一 富 殿

山 梨 労 働 局 長  
高 西 盛 登

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、下記のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

記

1 異議申出日及び申出者

令和 5 年 8 月 21 日 山梨県労働組合総連合  
令和 5 年 8 月 21 日 山梨県医療労働組合連合会  
令和 5 年 8 月 21 日 山梨県労地域ユニオン  
令和 5 年 8 月 22 日 ユーコープ労働組合

(案)

令和5年8月23日

山梨労働局長  
高西盛登 殿

山梨地方最低賃金審議会  
会長 反田 一富

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和5年8月23日、貴職から8月7日付け山梨県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する下記1の者からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記2の結論に達したので答申する。

記

1 異議申出者

山梨県労働組合総連合  
山梨県医療労働組合連合会  
山梨県労地域ユニオン  
ユーコープ労働組合

2 審議結果

令和5年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。

令和5年8月22日

山梨地方最低賃金審議会  
会長 反田 一富 殿

山梨地方最低賃金審議会  
特定最低賃金検討委員会  
委員長 今井 幸一

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の  
有無について（報告）

当委員会は、令和5年8月2日開催の第2回山梨地方最低賃金審議会において  
付託された標記について、慎重に検討した結果、改正決定することを必要と認め  
るとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

今井 幸一                      門野 圭司

労働者代表委員

小林        賢                      櫻井 澄人

使用者代表委員

早川 幸夫                      山岸 正宜

令和5年8月22日

山梨地方最低賃金審議会  
会長 反田 一富 殿

山梨地方最低賃金審議会  
特定最低賃金検討委員会  
委員長 今井 幸一

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の  
必要性の有無について（報告）

当委員会は、令和5年8月2日開催の第2回山梨地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に検討した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

今井 幸一                      門野 圭司

労働者代表委員

小林        賢                      櫻井 澄人

使用者代表委員

早川 幸夫                      山岸 正宜

(案)

令和5年8月23日

山梨労働局長  
高西盛登 殿

山梨地方最低賃金審議会  
会長 反田 一富

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具  
製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和5年8月2日付け山梨労発基0802第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

(案)

令和5年8月23日

山梨労働局長  
高西盛登 殿

山梨地方最低賃金審議会  
会長 反田 一富

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の  
必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和5年8月2日付け山梨労発基0802第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山梨県自動車・同附属品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

山梨労発基 0823 第 2 号  
令和 5 年 8 月 23 日

山梨地方最低賃金審議会  
会 長 反 田 一 富 殿

山 梨 労 働 局 長  
高 西 盛 登

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具  
製造業最低賃金（平成 21 年山梨労働局最低賃金公示第 3 号）

山梨労発基 0823 第 3 号  
令和 5 年 8 月 23 日

山梨地方最低賃金審議会  
会 長 反 田 一 富 殿

山 梨 労 働 局 長  
高 西 盛 登

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金  
（平成 21 年山梨労働局最低賃金公示第 2 号）